

商品概要説明書

アグリマイティ一資金

(令和7年4月1日現在)

| | |
|-------------------|--|
| 商品名 | アグリマイティ一資金 |
| ご利用 いただけ る方 | <p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 当JAの組合員（正組合員または准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。<input type="radio"/> お借り入時の年齢が満18歳以上であり、原則として最終償還時の年齢が満81歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢が満81歳以上であっても、相続人（原則として農業後継者）の存在が確認できる場合は対象となります。<input type="radio"/> 直近三期分の青色または白色申告決算書（確定申告書）、あるいは住民税決定通知書を提出できる方。<input type="radio"/> 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる方。<input type="radio"/> その他当JAが定める条件を満たしている方。 <p>【法人団体】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 当JAの組合員（正組合員または准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している法人団体。<input type="radio"/> 原則として、直近三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない法人団体。<input type="radio"/> 設立後1年以上3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない法人団体。<input type="radio"/> 設立後、1年以上経過している法人団体。<input type="radio"/> 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証が受けられる法人団体。<input type="radio"/> その他当JAが定める条件を満たしている法人団体。 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 農業生産に直結する設備資金・運転資金。<input type="radio"/> 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。<input type="radio"/> 再生可能エネルギー対応資金 <p>※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当JAでお借入の既往資金の借換えも行いません。</p> <p>※借換え資金は、以下の場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">①借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。②長期資金の借換えの場合の1債権あたりの貸付限度額は、300万円未満かつ残債の範囲内に限られます。 |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 所要資金の範囲内。 <p>※ただし、再生可能エネルギー対応資金については、貸付上限額を1億円とします。</p> |
| 借入期間 | <p>【長期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 運転資金10年以内（据置期間1年以内）<input type="radio"/> 設備資金20年以内（据置期間3年以内） <p>【短期資金】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 運転資金1年以内 |

| 借入利率 | <input type="radio"/> 当 JA 所定の利率といたします。詳細については、当 JA の融資窓口にお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---------|----|-------|-------|---------|---------|---------|---------|--|---------------------|---------|---------|
| 借入方式 | <input type="radio"/> 証書借入とします。 | | | | | | | | | | | | |
| 返済方法 | <p>【長期資金】</p> <input type="radio"/> 元金均等（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。（6か月ごとの増額返済はお借入額の40%以内とします。） <input type="radio"/> 返済日はあらかじめ当 JA が定めた特定の日といたします。 <input type="radio"/> 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。 <input type="radio"/> 全額繰上返済は、任意の日に行えます。 <p>【短期資金】</p> <input type="radio"/> 原則として期日一括返済または元金均等返済とします。 <input type="radio"/> 利息は原則として一括後取りまたは分割後取りとします。 <input type="radio"/> 一部繰上返済を行う場合は、約定返済日に行えるものとし、返済額は任意とします。 <input type="radio"/> 全額繰上返済は、任意の日に行えます。 | | | | | | | | | | | | |
| 担保 | <input type="radio"/> 原則として、担保は不要です。 ただし、次に掲げる借入金額（既借入のアグリマイティー資金等を含む）を超過する場合などは、担保が必要となります。 <table border="1" data-bbox="357 1123 1262 1358"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人</th> <th>法人、団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定農業者</td> <td>3,600万円</td> <td>7,200万円</td> </tr> <tr> <td>認定新規就農者</td> <td colspan="2">7,400万円</td></tr> <tr> <td>認定農業者および認定新規就農者以外の方</td> <td>3,000万円</td> <td>6,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、再生可能エネルギー対応資金（全量売電）において500万円を超える場合は、担保が必要となります。</p> | | 個人 | 法人、団体 | 認定農業者 | 3,600万円 | 7,200万円 | 認定新規就農者 | 7,400万円 | | 認定農業者および認定新規就農者以外の方 | 3,000万円 | 6,000万円 |
| | 個人 | 法人、団体 | | | | | | | | | | | |
| 認定農業者 | 3,600万円 | 7,200万円 | | | | | | | | | | | |
| 認定新規就農者 | 7,400万円 | | | | | | | | | | | | |
| 認定農業者および認定新規就農者以外の方 | 3,000万円 | 6,000万円 | | | | | | | | | | | |
| 保証 | <input type="radio"/> 原則として神奈川県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ※法人の場合は必要に応じて代表者を連帯保証人としていただきます。 また、任意団体の場合は代表者等を連帯債務者または連帯保証人としていただく場合があります。 なお、経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 <input type="radio"/> 必要に応じ、連帯保証人を求める場合があります。 | | | | | | | | | | | | |

| 保証料 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ○ 保証料率は年 0.3~0.4%（担保の有無等により変動）です。 <p>① 一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【例】お借入額 100 万円、元利金等返済方式の場合の一括支払保証</p> <table border="1" data-bbox="389 325 1389 422"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th><th>1年</th><th>3年</th><th>5年</th><th>7年</th><th>10年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td><td>2,176</td><td>6,297</td><td>10,553</td><td>14,941</td><td>21,758</td></tr> </tbody> </table> <p>② 分割払い</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証料を一括でお支払いいただいた方が繰上返済を行った場合、繰上返済金額に対する未経過分の保証料を保証機関所定の方法で算出のうえ、一定金額を差し引いて返戻いたします。なお、繰上返済金額に対する未経過分の保証料がこの一定金額に満たない場合は返戻いたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合…5,000 円 ・一部繰上返済の場合…5,000 円/回 | お借入期間 | 1年 | 3年 | 5年 | 7年 | 10年 | 保証料（円） | 2,176 | 6,297 | 10,553 | 14,941 | 21,758 |
|--------------------------------|--|-------|--------|--------|--------|----|-----|--------|-------|-------|--------|--------|--------|
| お借入期間 | 1年 | 3年 | 5年 | 7年 | 10年 | | | | | | | | |
| 保証料（円） | 2,176 | 6,297 | 10,553 | 14,941 | 21,758 | | | | | | | | |
| 手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の繰上返済事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済（500 万円未満）の場合 5,500 円 ・全額繰上返済（500 万円以上 1,000 万円未満）の場合 22,000 円 ・全額繰上返済（1,000 万円未満）の場合 33,000 円 ・一部繰上返済の場合は、繰上返済手数料はかかりません。 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。 | | | | | | | | | | | | |
| 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話：044-877-2186）にお申し出ください。当JAでは規制の制定など、苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ○ 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716） | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当JA、および原則として神奈川県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 | | | | | | | | | | | | |